

調整結果報告第6号

広報・広聴事業の取扱いについて

広報・広聴事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日	決定	第7回 第14回	平成16年7月23日 平成16年12月24日
【調整方針】 1 広報紙については、幕別町の例により、合併時に統合する。 2 <u>広聴については、実施内容について、合併時まで調整する。</u> 3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。 4 行政懇談会については、新町において調整する。 5 町勢要覧については、新町において発行する。					

(別紙)

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い		
決定されている調整方針	広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
広聴	<p>・実施内容</p> <p>投函箱を設置(本庁舎、支所、出張所)</p> <p>HPに掲示板を開設、回答</p>	<p>・実施内容</p> <p>電話、FAX、電子メールで受付</p> <p>HPに掲示板を開設、回答</p>	<p>・実施内容</p> <p>(受付方法)</p> <p>電話、FAX、電子メール、投函箱等での受付</p> <p>HPに掲示板開設</p> <p>(回答方法)</p> <p>電話、文書等での直接回答</p> <p>HPの掲示板上で回答</p>